○新冠町農業新規参入者受入要領

(平成21年2月20日訓令第2号)

改正 平成30年 1月25日訓令第 1号

(趣旨)

第1条 新冠町担い手育成対策支援事業補助金交付規則(平成21年2月20日規則第2号。以下「規則」という。)に定める補助金交付に関する事務の取り扱いは、別に定めがある場合を除き、この要領に定めるところにより行うものとする。

(受入要件)

- 第2条 規則に定める補助金を受けようとする新規就農者は、次の各号に定める要件を 満たす者とする。
 - (1)45歳未満の心身共に健康で、新冠町に定住し自立経営を営む能力を有する者。 (ただし、年令は就農計画、町受付月日の時点とする。)
 - (2) 新冠町内に就農し、新たに自立経営を営むこと。
 - (3) 十分な自己資金があること。(自己資金300万円以上)
 - (4) 就農まで研修カリキュラムに従い2年間程度の実践研修を受けること。
 - (5) 就農後は新冠町農業協同組合の組合員となり、生産資材の購入、生産物の販売は新冠町農業協同組合を利用すること。
- 2 軽種馬生産業における新規就農者は、前項のほか、次の各号に定める要件を満たす者とする。
 - (1) 生産活動を伴うこととし、競走馬の育成のみの業態でないこと。
 - (2)経営開始時において、生産活動に必要な繁殖牝馬の自己所有割合が概ね1/2 以上であること。

(意見聴取)

第3条 町長は、新規就農者として補助金交付を認めようとするときは、新冠町地域担 い手育成総合支援協議会の意見を聴くものとする。

(実践研修)

第4条 実践研修は、新規就農者の農業経験に関わらず、これまで従事した経営体とは 別の新冠町内にて営農する農家での研修とする。なお、町が委嘱する農業支援員としての研修もこれに含めるものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この訓令は、平成21年 2月20日から施行する。

附則

この訓令は、平成30年 1月25日から施行する。

新冠町農業新規参入申込書

平成 年 月 日

_	-										
氏	ふり	がな									
名		(FI)									
生生	生年月日			年	月	日	歳				
男	男・女							都道 府県			
職	業										
住所	₸						(家族全員の写真) サービス版たて				
Tel					FAX						
希望	研修 希望 作物										
自	自己資金額 万円						万円				
農	農業経験										
昭	昭・平		年 月 最終						終学歴及び職歴		
				\vdash							
				 							
				-							
		氏	5 名		年齢 続柄		職	業	就農に対する意見		
家											
族											
構成				igspace							
IJZ				—	\perp						
12	- Dlih H		न हा	<u> </u>							
17	の他特	守記号	刊】								

※このデータは目的外には使用いたしません

※写真及び家族構成は、就農時に来町する家族のみ対象

「新規就農をめざす動機とめざす農業について」

上記のテーマにそって、なぜ新規就農をめざすのか、めざす農業の目標について自分の考え方を具体的に 書いてください。

※必ずご記入下さい